

令和5年度のいじめ認知件数について（報告）

令和6年4月1日

1 いじめ認知件数について

令和5年度の本校におけるいじめ認知事案は1件でした。その後、3ヶ月間経過を観察しました。結果、対象生徒間の関係が良好であることを確認し、いじめ解消の判断をいたしました。

本校では、学校生活アンケートの他、児童生徒からの面談を通じて日頃から情報を収集し、定例のいじめ対策委員会にて情報共有を図っております。なお、いじめ認知にあたっての「定義」は以下に基づきます。

〔「いじめ」および「いじめ類似行為」の定義〕

令和2年12月より施行された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」を受けて、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改訂されました。これによると、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」といいます。また、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものを「いじめの類似行為」といいます。「いじめの類似行為」も「いじめ」同様の扱いをし学校では指導して参ります。

2 令和6年度に向けて

一方で、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものとされており、令和6年度も下記に示す本校の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、全ての教職員が「いじめをしない、許さない、見逃さない学校づくり」の実現に向けて組織的に取り組んでまいります。

いじめのない学校づくりを目指し、学校全体で以下の点を重点的に取り組む。

- (1) 児童生徒一人一人が安心して学校生活を送れる環境づくり
- (2) 互いを尊重し、よさを認める人間関係の構築
- (3) いじめに対する全教職員の意識改革と人権感覚の確実な定着
- (4) 定期的な情報交換の実施
- (5) 早期発見、即時対応のための校内体制の推進
- (6) 家庭・関係機関との連携強化

なお、本校の「いじめ防止基本方針・いじめ防止のための全体計画」はホームページの教育特色「いじめ防止」に掲載しています。